（地 252）

令和元年１０月４日

都道府県医師会
　担　当　理　事　殿

公益社団法人　日本医師会副会長
中　川　俊　男
今　村　　聡

地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用した地域医療情報
連携ネットワーク構築に当たっての留意事項について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局研究開発振興課長より都道府県衛生主管（部）局長宛に発出された「地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用した地域医療情報連携ネットワーク構築に当たっての留意事項について」の文書を入手しましたのでお送りします。

地域医療情報連携ネットワーク（以下、「地連ＮＷ」という。）については、令和元年８月９日付（地 186）にて貴会宛にお送りした「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る適切な予算執行の徹底について」（以下、「前通知」という。）においても、地連ＮＷが、「整備後、長期間活用されていないなどの実態がある旨の指摘を会計検査院から受けたことを踏まえ、地連ＮＷの有用性や費用内訳について把握することとした」として、ＩＣＴを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備事業計画書については資料提出が求められておりました

本件は、地域医療介護総合確保基金を有効活用する観点から、地連ＮＷの構築に当たっての留意事項を示すものです。具体的には、計画段階におけるシステムの仕様確認や構築時には仕様に沿った動作が可能となっているかの確認を行うこと、構築段階で都道府県内において機能が重複するネットワークを確認した場合には必要な調整を行うこと、地連ＮＷ整備後の運用状況をフォローアップし、適切ではない事態を把握した場合は、厚生労働省へ報告等を行うことであります。また、前通知にて都道府県に提出依頼のなされた地連ＮＷの定量的な評価指標については、毎年のフォローアップ実施及び公表が予定されているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、本件関係者等への周知等につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

医政研発０９２４第１号
令和元年９月２４日

各都道府県衛生主管部(局)長　殿

厚生労働省医政局研究開発振興課長
（　公　印　省　略　）

地域医療介護総合確保基金(医療分)を活用した地域医療情報連携ネットワーク
構築に当たっての留意点について

地域医療介護総合確保基金（医療分）の「ＩＣＴを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業を活用した、地域医療情報連携ネットワーク（以下「地連ＮＷ」という。）の構築については、整備後、長期間活用されていないなどの実態がある旨の指摘を会計検査院から受けています。

地域医療介護総合確保基金を有効活用する観点から、各都道府県におかれましては、地連ＮＷの構築に当たって、下記の点にご留意いただき、各事業主体に対して適切に指導を実施するようお願いいたします。

記

１　システム納品後にエラーが発生したため運用開始ができなかった事例や使用するネットワーク回線の通信速度が遅く画像データの閲覧が困難となっていた事例があったことを踏まえ、地連ＮＷを構築する事業主体に対して、地連ＮＷの計画段階におけるシステムの仕様確認を十分に行うとともに、システム構築時には仕様に沿った動作が可能となっているか、十分に確認を行うよう指導すること。なお、医療機関に求められる医療情報システムの機能については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

２　地連ＮＷの構築段階で、都道府県内において機能が重複するネットワークを確認した場合には、機能が重複しないよう、必要な調整を行うこと。

３　地連ＮＷ整備後の運用状況についてフォローアップを実施し、患者同意手続きが進んでいない、医療機関の参加が進んでいないなどの原因により、当初計画していた時期に地連ＮＷの運用が開始されていないなど、適切ではない事態を把握した場合には、当課にご報告いただくとともに、事業者に対して指導を行うこと。

なお、当課としても、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る適切な予算執行の徹底について」（令和元年８月８日地域医療計画課長・研究開発振興課長連名通知）に基づきご提出いただいた地連ＮＷの定量的な評価指標について、フォローアップの実施及び公表を毎年行うこととしていることを申し添えます。